

# 11月は「過労死等防止啓発月間」です

## ～過労死等防止対策推進シンポジウムや 過重労働解消キャンペーンを行います～

平成28年度 過労死等防止対策推進シンポジウム開催日時等

開催地	開催日	開催時間	会場
北海道	11月23日(水祝)	14時00分～16時00分	札幌市教育文化会館
青森	11月19日(土)	14時00分～16時00分	青森県労働福祉会館
岩手	11月8日(火)	18時30分～20時30分	エスポワールいわて
宮城	11月26日(土)	14時00分～16時30分	エル・パーク仙台
秋田	11月25日(金)	14時30分～16時30分	にぎわい交流館AU
山形	11月12日(土)	15時00分～17時00分	山形県J Aビジネス
茨城	11月5日(土)	13時30分～16時00分	茨城県立県民文化センター
栃木	11月7日(月)	13時30分～16時00分	とちぎ福祉プラザ
群馬	11月19日(土)	13時30分～15時30分	群馬県勤労福祉センター
埼玉	11月28日(月)	14時00分～17時00分	さいたま共済会館
千葉	12月3日(土)	13時30分～16時30分	千葉商工会議所
東京	11月9日(水)	13時00分～16時00分	イノホール
	11月18日(金)	17時00分～19時30分	京王プラザホテル八王子
神奈川	11月1日(火)	13時00分～16時30分	日石横浜ホール
新潟	11月12日(土)	13時30分～16時30分	朱鷺メッセ
富山	11月19日(土)	13時30分～16時30分	富山県民会館
石川	11月24日(木)	18時00分～20時00分	石川県地場産業振興センター
福井	11月27日(日)	13時30分～16時30分	フェニックスプラザ
山梨	11月27日(日)	13時30分～16時30分	山梨県地場産業センター
長野	11月26日(土)	13時30分～16時30分	長野県教育会館
岐阜	11月12日(土)	13時30分～16時30分	ハートフルスクエア-G
静岡	11月18日(金)	18時00分～20時30分	C S A 貸会議室レイアップ御幸町ビル
愛知	11月23日(水祝)	13時30分～16時30分	ウィルあいち
三重	11月17日(木)	18時00分～20時00分	三重県教育文化会館
滋賀	11月22日(火)	18時30分～20時30分	草津商工会議所
京都	11月16日(水)	18時30分～20時35分	池坊短期大学 こころホール
大阪	11月11日(金)	14時00分～16時45分	コングレコンベンションセンター
兵庫	11月22日(火)	14時00分～17時00分	兵庫県民会館
奈良	11月10日(木)	13時30分～16時30分	奈良商工会議所
和歌山	12月9日(金)	18時30分～20時40分	和歌山ビッグ愛
鳥取	11月30日(水)	13時30分～16時00分	鳥取県立生涯学習センター
島根	11月12日(土)	13時00分～15時30分	浜田市総合福祉センター
岡山	11月12日(土)	13時30分～16時00分	岡山県労働福祉事業会館
広島	11月25日(金)	18時30分～20時30分	広島YMC A 国際文化センター
山口	11月19日(土)	10時00分～12時30分	山口県労働者福祉文化中央会館
徳島	11月12日(土)	13時30分～16時30分	ふれあい健康館
愛媛	11月5日(土)	14時00分～16時30分	東京第一ホテル松山
福岡	12月3日(土)	13時00分～16時30分	福岡商工会議所
佐賀	11月26日(土)	14時00分～16時00分	佐賀県教育会館
長崎	11月23日(水祝)	14時00分～17時30分	長崎市立図書館
熊本	1月28日(土)	13時30分～	メルパルク熊本
大分	11月22日(火)	13時30分～16時35分	ホルトホール大分
宮崎	11月26日(土)	14時00分～17時00分	宮日会館

**過** 労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

過労死等には、労働時間や職場環境だけでなく、その背景となる企業の経営状況や商取引上の慣行のほか、睡眠を含めた生活時間など、さまざまな要因が関係しています。また、過労死等を防止するためには、職場のみでなく、職場以外においても、周囲の「支え」が有効であること

が少なくありません。このため、国民一人ひとりが、自身にもかかわることとして過労死等およびその防止に対する関心と理解を深めることが重要です。

厚生労働省では、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、全国42都道府県

で43回(東京は2回)シンポジウムを開催します(表参照)。

また、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や無料の電話相談、都道府県労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などの取り組みを行う「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

●過労死等防止対策推進シンポジウム参加申し込みについて  
Webからの申し込みは、下記ホームページをご覧ください。また、FAXでの申し込みも可能です。

◆ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

◆申し込み先：株式会社プロセスユニーク  
専用フリーダイヤル：0120-976-344

●過重労働解消キャンペーン特設ページ

◆ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

で43回(東京は2回)シンポジウムを開催します(表参照)。

また、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や無料の電話相談、都道府県労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などの取り組みを行う「過重労働解消キャンペーン」も実施します。